

神奈川合同労働組合	日本縫工組合	一六、九五	秋田製材労働組合	一七三、〇〇	サウジアラビア支部	二六、三〇
東京港第一支部	横濱日駕労働組合	一七三、〇〇	札幌労働組合	一	日英支部	七一、八二
頭埠第一支部	王子労働組合	一八、九五	常磐炭礦夫組合	一	藤澤支部	五五、四〇
計二三支部	東京電氣從業員組合	一三、三〇	群馬交通労働組合	一	川崎第一支部	一〇四、二八
埼玉労働組合	自動車運輸士組合	四五、〇	宮城合同労働組合	一	川崎第二支部	一
埼玉支部	染色労働組合	五〇、〇〇	前橋労働組合	一	諸国第一支部	一
南峰支部	神奈川石油労働組合	一	計	一一、一六、一五九	尾井戸電池支部	一
計二支部	岩手合同労働組合	五〇、〇〇		一	計十一支部	三一九、六〇
七、團體協約						
一、團體協約確立工場は、二十ヶ工場、關係組合員一四五二名、關係組合數七、支部數十五である。前年度に比するに、工場數十ヶ工場を増し、關係組合員は三九一名增加、關係組合數三、支部數八の増加を見た。但し別表に依つて明かなるが如く、小工場のみである點は注目すべきところである。	二、明確なる團體協約権の確立に非ざるも、事實上、労働組合を認めて之と交渉しつゝある工場も、近來漸時増加し、相當の大、中工場に及びつゝある傾向が認められる。	三、團體交渉及協約の定期的機關としては、製鐵労働組合の労働條件協定委員會の他は多く工場委員會である。その組織も夫々大同小異であり、又かゝる機關を持たざるものもあるが大體に於いて圓滑に運用され等の紛争も見なかつた。	四、左に本年度に締結せられたるもの、中、玉川水道株式會社對中央合同労働組合玉川支部の労働委員會規約を掲げる。			

第一條 本會ハ玉水労働委員會ト稱ス